

第3回笠松町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年3月3日(金) 午前9時00分から午前9時40分

2. 開催場所 笠松町中央公民館 1階 集会室

3. 出席委員(13人)

議長	13番	松原	悟
議席	1番	奥村	彰朗
議席	2番	森	とみ子
議席	3番	後藤	清
議席	4番	安達	純彦
議席	6番	松原	正孝
議席	8番	渡邊	義一
議席	9番	岩村	好廣
議席	10番	近藤	秀隆
議席	11番	松原	克雄
議席	12番	加藤	孔仁
議席	14番	森	幸泰
議席	15番	森	茂信

4. 欠席委員(1人)

会長	5番	岩田	壽
----	----	----	---

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	田島	直樹
書記	奥村	敬宗
書記	亀井	昭宏

6. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	議案第1号 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について
日程第3	議案第2号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について
日程第4	議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第5	報告第1号 農地の賃借料情報について
日程第6	報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第7	報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
日程第8	報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 会議の概要

事務局長	岩田会長の入院加療に相当の日数を要することから、令和5年2月22日（水）に、岩田会長本人より松原会長職務代理者に会長職務を一任させる旨了承されたので、以後、岩田会長が復帰されるまで、松原会長職務代理者が会長職務にあたる旨報告した。
議長	令和5年第3回笠松町農業委員会を開催する旨を述べた。 挨拶を述べた。 議事に移る旨を述べ、日程第1号「議事録署名委員の指名について」、会議規則第8条の規定により議事録署名委員を6番 松原委員 12番 加藤委員を指名してよいか諮ったところ異議がなかった。 次に、日程第2号議案第1号「令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）について」を事務局へ説明を求めた。
事務局	【議案第1号 朗読】 令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）について説明した。
議長	事務局からの説明等を受け、質疑・意見を諮った。 (意見等なし)
議長	議案第1号については、原案のとおりとして、続いて議案第2号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について」を事務局へ説明を求めた。
事務局	【議案第2号 朗読】 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について説明した。
議長	事務局からの説明等を受け、質疑・意見を諮った。 (意見等なし)
議長	議案第2号については、原案のとおりとして、続いて議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を事務局へ説明を求めた。

事務局	<p>【議案第3号 番号1～2 朗読】</p> <p>番号1と2は一体利用で歯科診療所への転用申請であり、申請地の周囲の状況等を総合的に判断し、第2種農地として、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び雨水・排水計画について説明した。</p>
議長	<p>担当地区委員からの発言を求めた。</p>
9番委員	<p>申請箇所は現在耕作地であり、転用後も2筆の農地が残ります。残る農地の排水先は申請箇所の北側部分にあり、転用後の排水先が無くなってしまいうため、申請者には排水先を新たに確保するよう申し伝えしております。なお、提出された利用計画図には新規の排水先が設けられているため、施工計画どおり工事を進めていただければ問題ない旨述べた。</p>
議長	<p>事務局及び担当地区委員会からの説明を受け、質疑・意見を諮った。</p> <p>(意見等なし)</p>
議長	<p>議案第3号について、原案のとおり許可相当と判断し、県へ進達することに異議がないか諮った。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>議案第3号については、原案のとおり県へ進達するものとして、続いて報告第1号「農地の賃借料情報について」を事務局へ説明を求めた。</p>
事務局	<p>【報告第1号 朗読】</p> <p>令和4年1月から12月までの賃貸借の事例を説明し、町の情報と近隣市町の情報を「近隣市町賃貸料」としてHP等に掲載する旨説明した。</p>
議長	<p>事務局からの説明を受けて、質疑・意見があるか確認した。</p> <p>(意見等なし)</p>
議長	<p>続いて、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局へ説明を求めた。</p>
事務局	<p>【報告第2号 番号1～5 朗読】</p> <p>相続によって農地を取得したため、農業委員会に届出されたものであ</p>

	<p>り、番号1から5の相続に対しては、行政書士等を通じて引き続き適正に管理するよう依頼した旨説明した。</p>
議 長	<p>事務局からの説明を受けて、質疑・意見があるか確認した。</p> <p>(意見等なし)</p>
議 長	<p>続いて報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。</p>
事務局	<p>【報告第3号 番号1～5 朗読】</p> <p>番号1は宅地分譲2区画、番号2は宅地分譲2区画、番号3は宅地分譲、番号4は駐車場、番号5は宅地分譲2区画への転用の届出あり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び雨水・排水計画について説明した。</p>
議 長	<p>担当地区委員からの発言を求めた。</p>
1番委員	<p>番号1、2、3については、譲渡人も譲受人も同じ方になり、場所も福祉会館の北側の場所になります。土砂等の流出防止を計画どおり施工してもらえば問題ない旨述べた。</p>
2番委員	<p>番号4については、水路の草押さえを実施していただくよう承諾してもらいました。家を建てる際は雨水処理をしっかりとって頂くよう呼び掛けをしており、計画どおり施工してもらえば問題ない旨述べた。</p>
6番委員	<p>番号5については、休耕地の農地であったため、計画どおり施工してもらえば問題ない旨述べた。</p>
議 長	<p>事務局、担当地区委員からの説明等を受けて、質疑・意見があるか確認した。</p> <p>(意見等なし)</p>
議 長	<p>続いて、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局へ説明を求めた。</p>

事務局	<p>【報告第4号 番号1～3 朗読】</p> <p>番号1は1筆の合意解約、番号2は1筆の合意解約、番号3は1筆の合意解約があった旨の通知があったことを説明した。</p>
議長	<p>事務局からの説明等を受けて、質疑・意見があるか確認した。</p> <p>(意見等なし)</p>
議長	<p>以上をもって本日の議案の審議ならびに報告事項を全て終了し、令和5年第3回笠松町農業委員会を閉会する旨述べた。</p>

以上は、会議の概要を記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和5年 4月6日

議長 (職務代理者) 松原 悟

委員 松原 正孝

委員 加藤 弘仁

